

今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について (第二次報告) (素案) からの主な修正点

令和3年8月19日に開催された第2回生活環境保全条例検討部会において、「今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について(第二次報告)(素案)」をお示しし、ご議論いただいた結果を受けて、今回、部会報告案を作成した。素案から修正した主な事項は以下のとおりである。

	修正箇所	修正内容
「表紙」及び「目次」		・追加
「はじめに」	P1 17行目	・部会における検討の内容、方向性を追記
I 大気分野	P23③「排出規制に係る具体的な規制手法について」 P26④排出規制の対象施設の選定について	・前回部会での審議及び委員からの指摘事項を踏まえて記載
II 自動車環境分野	P31 法及び条例による規制の概要	・文章で記載していたものを表形式に変更(表II-1)
	P52 (令和12年度のCO ₂ 削減効果の試算)	・令和12年度(2030年度)の排出量の訂正 ・今後の方向性を追加記載
VI 土壌汚染分野	P61 表VI-1 土壌汚染対策法及び条例にかかる規制の概要	・表の訂正
VII 化学物質	P70 3行目「届出外排出量」 P74 23行目「ばく露量」	・本文に説明を加えること等により、素案でつけていた脚注を削除
	P76~78 「(3)府独自指定物質の見直し案について」の各図表	・表を統合して整理するとともに、説明文を追加
VIII 騒音振動	P90「公害に係る苦情件数の推移」の表	・前後の比較だけでなく、推移が分かる形にするため、「公害に係る苦情件数の推移」をグラフ化(図VIII-1)
	P90 表VIII-3「騒音苦情の発生減別内訳」	・発生源別内訳に「その他」を追加
	P91 表VIII-4「道路に面する地域の環境基準達成率推移」、表VIII-5「一般地域の環境基準達成率推移」	・道路に面する地域及び一般地域の環境基準達成率推移のグラフを追加(図VIII-2)
IX 規制以外の手法	P98、P103	・「SDGs」、「ESG投資」について注釈を追加
	P99 「(2)規制以外の手法による施策事例」表IX-2	・表のタイトルの追加 ・表の構成の見直し
「おわりに」 「参考資料」	P104~108	・追加

※その他、可能な限り、書式、用語及び図表の形式等の統一を行った。